

★★★★★★★★★★
 シンポジウム
 ★★★★★★★★★★
 第 16 回
 社会福祉市民講座
 ★★★★★★★★★★

社会福祉の商品化を考える

— 利用契約制度の導入でどうなる国民の福祉 —

2001年 3月11日(日)
 午後1時30分～4時30分
 大阪市立阿倍野市民学習センター講堂

レジュメ編

基調報告「支援費支給制度を中心に」およびシンポジウムコーディネート シンポジウムの報告とシンポジスト	峰島 厚さん(愛知江南短期大学教授・全障研副委員長) ……	p. 1
「子育て困難の広がり」と保育施策の課題—保育の規制緩和はどこまで進んでいるのか—	杉山隆一さん(大阪保育研究所主任研究員) ……	p. 7
「武蔵野市における高齢者福祉総合条例制定の取り組み」	本間まさよさん(日本共産党武蔵野市会議員団団長) ……	p. 11
「転換する障害者福祉とこれからの運動を展望する」	塩見洋介さん(障害者(児)を守る全大阪連絡協議会事務局長) ……	p. 14

資料編

社会福祉基礎構造改革について	社会保障構造の在り方について考える有識者会議「21世紀に向けての社会保障」 (2000年10月24日、概要) ……	資 1	資 20
社会福祉事業法等の一部改正法の概要(2000年11月 厚生省障害保健福祉部) ……	社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会	資 4	
同 附帯決議(2000年5月衆議院厚生委員会・参議院国民福祉委員会) ……	「報告書」全文(2000年12月8日) ……	資 6	資 23
支援費支給制度導入スケジュール(案) ……	「社会福祉基礎構造改革の推進について」(厚生労働省社会・援護局長) ……	資 7	資 25
支援費支給制度における都道府県の役割 ……	「同報告書について」(厚生労働省社会・援護局総務課) ……	資 8	資 25
支援費支給制度における市町村の役割 ……	「同報告書解説」(福祉新聞編集部) ……	資 10	資 29
小規模通所授産施設に対する助成措置について(13年度概算要求) ……	「これからの社会的援護—そのあり方への提言—」 ……	資 10	資 32
身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準改正案要綱 ……	新聞記事 ……	資 12	資 36
知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準改正案要綱 ……	介護保険関係 ……	資 13	資 38
精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準改正案要綱 ……	企業参入関係 ……	資 13	資 43
社会保障制度審議会「新しい世紀に向けた社会保障(意見)」(2000年9月14日、要約) ……	東京都「認証保育所」制度関係 ……	資 13	資 46

主催 総合社会福祉研究所

〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町8-12
 ☎06-6779-4894 FAX06-6779-4895

支援費支給制度を中心に
ー基調報告(レジメ)ー

愛知江南短期大学・全障研副委員長
峰島 厚

(1) 措置制度から支援費支給制度への移行ー概念図ー

- 1) 国民の社会福祉を受ける権利、それに対して保障する国の義務(憲法25条)が、手続き上は、国の「国民の社会福祉を受ける資格と量」の認定に
 - ・市町村における福祉の「現業」はどうかー利用手続き概念図
「困った時」ー苦情処理、地域福祉権利擁護、地域相談支援、市町村
「福祉要求を実現する時」ーケアマネジャー、地域福祉権利擁護、地域相談支援、
「それでも利用できない時」ー市町村の措置
- 2) 国民の「認定された」社会福祉を受ける資格と量に対して、「対等な関係で」指定事業者が福祉を提供する契約
 - ・「対等に選べる」資源が地域にあるのかー市町村社会福祉計画
- 3) 社会福祉事業の設置運営基準等を「規制緩和」して、民間営利企業も参入した市場原理・競争原理の導入

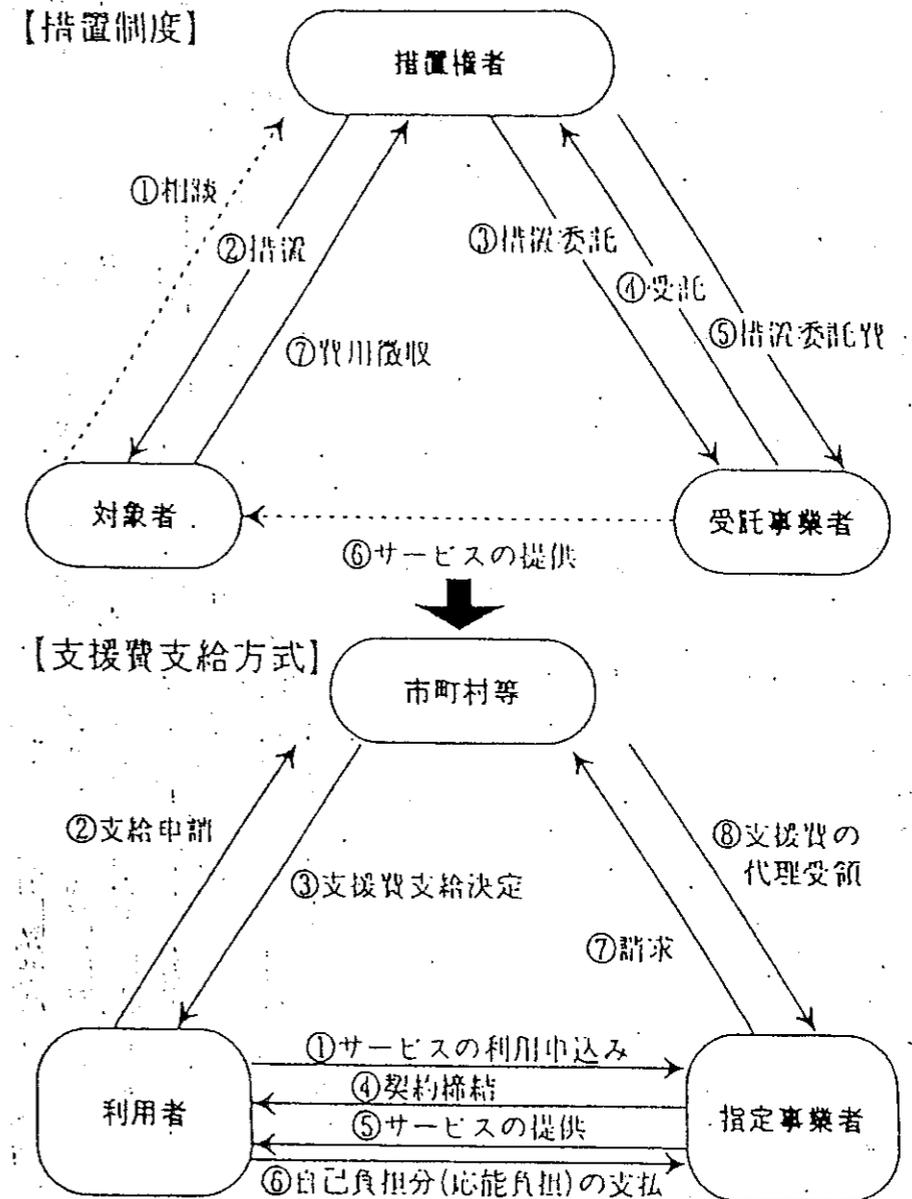
(2) 改定内容の根幹は支援「費」認定、支給制度

- 1) すべての福祉事業を金銭に換算ー商品化ー
 - ・社会福祉労働の変質ー時間換算配置基準、コミュニケーション労働
 - ・人権保障の価値が、投資費用効果へ
- 2) 国民の福祉要求も金銭に換算ー消費者にー
 - ・措置制度の「個々の必要性に応じたサービス量」から「支援費の範囲内」へー障害保健福祉主幹課長会議資料ー
 - ・数値に換算しがたい福祉要求の軽視
- 3) 「徴収金」から「利用料」にー購買費用の一部にー
 - ・行政補助体系から事業者会計体系へ
 - ・低所得者の不利
- 4) 国による中央集権的福祉財政管理システム

(3) 「一切の聖域なし」「福祉については、介護保険法の成立をはかるとともに、施設整備費、運営費補助の在り方を見直し」「当然増に相当する額を大幅に削減」「制度改革等による効率化」ー財政構造改革の具体化ー

・障害者関係の審議会検討すら無視した強引な制度改革ー主要な答申等ー

図1 措置制度の支援費支給方式への転換(概念図)



障害保健福祉主管課長会議資料（障害福祉課）（抜粋）

（平成12年3月6日）

(ウ) サービス量の上限については、撤廃するようこれまで管下市町村への指導をお願いしてきたところである。介護保険制度施行後も障害者施策においては個々の必要性に応じてサービス量を決定することには変わりはないので、未だに制限を設けている市町村や介護保険制度に併せて新たに制限を設けようとしている市町村に対しては、一般的なサービス量の制限を設けないよう引き続き指導するとともに、訪問介護員（ホームヘルパー）の確保が十分でないことや、重度の障害者等のため介護ができる者がいない等の理由で必要なサービスが提供できないということのないよう、サービス提供体制の充実を図ること。

表1 サービス利用手続きの相談・支援事業

利用者の手続き	相談・支援事業
情報収集 どこにどのようなサービスがあるのか ↓ (支援費支給決定) ↓ ケアプランづくり どのサービスをどれだけ利用するか ↓ サービス事業者との契約 利用する詳細なサービスを契約 ↓ 契約内容の履行 契約したとおりのサービスが行なわれているか。変更・解約	市町村——情報提供・相談 各サービス事業者——事業内容の公開・相談 障害別相談支援事業（30万人に2カ所）——相談・支援 地域福祉権利擁護事業（全国365カ所）——相談 ----- 市町村——斡旋・調整・利用要請（求めに応じて） ケアマネジメント体制整備事業——計画づくりの支援 障害別相談支援事業——計画作りの相談 地域福祉権利擁護事業——契約により支援計画策定（有料） ----- 地域福祉権利擁護事業——契約により利用手続きの援助（有料） 障害別相談支援事業——契約内容の相談 ----- 各事業者——サービス内容を自己点検し、公開。第三者も含めた苦情処理制度 都道府県社会福祉協議会・運営適正委員会——利用者、事業者からの苦情処理制度 地域福祉権利擁護事業——契約により苦情処理制度の利用援助（有料）

注1) 障害別相談支援事業は、身体障害者・精神障害者の「障害者地域生活等支援事業」、知的障害者・障害児の「障害児(者)地域療育等支援事業」。

注2) ケアマネジメント体制整備事業は、現在モデル事業の段階です。先行している高齢者分野と同様に、機関として事業が実施されるのではなく、資格要件を備えたケアマネージャーが配置されているところで実施されると考えられます。

障害者福祉制度改革に関する主要な 答申等――抜粋――

社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築に関する勧告」1995.07.04

<第2章 21世紀の社会に向けた改革 第2節 改革の具体策> 5. 障害をもつ人々の社会参加のために（要旨）

障害者に対する施策については、立ち遅れが見られるので、ノーマライゼーションの理念を深化させた社会づくりや、就業、生活等の場での障害の重度化への対応を積極的に進める必要がある。特に重度障害者について立ち遅れている雇用の促進、総合的リハビリテーション対策の強化、職場環境の改善、交通手段のバリアフリー化等が重要である。精神障害者の社会福祉対策は著しく立ち遅れており、精神障害者が一般社会で暮らせるよう、雇用・就業、住宅、各種福祉サービスの早急な充実が必要である。

障害者関係三審議会合同企画分科会「今後の障害保健福祉の在り方について（中間報告）1997.12.09

<Ⅱ 基本理念 第2 主体性・選択性の尊重>

介護保険制度においては利用者の権利性、選択性が確保されることとなっているが公費による障害者施策においても障害の状況に応じた適切なサービスを用意し、十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスを有料で購入することも含め、障害者が権利としてサービスを選択できるような仕組みにしていかなければならない。

<Ⅳ 具体的な施策の方向 2. 障害者施設体系 (1) 施設体系の整理 ②検討の視点 エ. 地域に根ざした施設の在り方を考えることが必要である。>

先進諸国の例をみると、一地域から切り離された大規模施設ではなく、施設を小規模なものとして地域社会に根づいたものにすべきであるとの考え方に基づき、重度の障害者施設等にもグループホームのように小規模化してこれをみじかな地域に配置し、そこから訓練施設に通所したりその他の地域の様々な資源を活用していくという流れがある。

わが国においてこのような仕組みをただちに取り入れるか否かについては慎重な検討を要するが、こうした観点をもまえ、障害者施設について一層小規模化をはかるとともに、今後、生活の場と活動の場を分離し、生活施設から訓練、作業、生きがい活動等のため他施設に通所できるような方途を検討すべきである。

③施設類型に関する当面对応すべき課題 イ. 精神薄弱者援護施設について

精神薄弱者更生施設については、一定機関を限定して指導・訓練及び評価判定をすることを目的とする施設として明確に位置づけることを検討すべきである。

介護を中心とした処遇が不可欠な重度・重複の精神薄弱者、加齢により日常生活動作能力が低下した精神薄弱者等、一定期間を限定した訓練指導になじまない者で、在宅福祉サービスを利用して地域生活が困難な者については、日常生活上の生活支援及び生きがい活動支援を目的とする生活施設の形態を創設し、障害者の態様に応じた処遇を確保できるように検討すべきである。

以上の施設類型については、いずれも入所及び通所による利用が可能となるものとするべきである。

(2) 施設における障害の重度・重複化、高齢化への対応

精神薄弱者援護施設においては、重度・重複障害者への適格な対応がはかれるよう施設設備、人員面の配置の強化等の機能の充実を図ることが必要である。

(4) 施設での処遇の充実

障害者の施設における生活の質を高める観点から、設備基準を見直し、居室の個室化等を推進すべきである。

橋本内閣閣議決定「財政構造改革の推進について」1997.06.03

「一切の聖域なし」で歳出の改革と縮減を進めることを決定した。単なる財政収支の改善に止まることなく、財政構造そのものについての見直しを行うことが必要である。

1. 社会保障

当然増に相当する額を大幅に削減することとする。具体的には一制度改革等により吸収し、効率化をはかる一。

(5) 福祉については、介護保険法の成立をはかるとともに、一併せて、施設整備費、運営費補助の在り方について見直しを行う。

障害者関係三審議会「意見具申」1999.01.25

<三審議会合同企画分科会「今後の障害保健福祉施策の在り方について」> 一略 支援費支給制度の導入一

<中央児童福祉審議会「今後の知的障害者・障害児施策の在り方について」>

2. 知的障害者・障害児福祉サービスの充実

(4) 知的障害者更生施設の機能の見直し

知的障害者更生施設は、知的障害者に自立のために必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設であるが、入所期間の長期化及びそれに伴う高齢化や一部には要介護化の傾向がみられるところである。

このため、まず、重度の知的障害者も地域で生活できるように、地域での生活を支援するためのサービスの充実を図ることが肝要である。

それを前提として、入所者の地域生活への移行を促進するため、障害の程度や年齢に応じ期間を定めた個別プログラムによる訓練機能の強化のほか、地域生活の準備支援機能や地域生活へ移行した後のアフターケア機能等の強化を図る必要がある一方、加齢等により身体機能が著しく低下した入所者に対し、日常生活上の介護のほか、身体機能の維持・回復の支援や生きがい等に配慮した支援が適切に行えるよう、施設の構造設備の改善や職員体制の在り方について、検討していく必要がある。

はじめに一報告の柱にかかわってー

- ・国の保育政策の転換を受けて地方自治体は同様な対応に出ようとしているか、いくつかの市の実態調査をもとに報告します
- ・規制緩和は保育制度をどのような方向に導くのかを考えます
- ・本来の保育施策のあり方を提起します

1]国の規制緩和と自治体の動向

(1) 国の規制緩和の内容と問題点

- ①待機児解消・多様な保育ニーズと定員の弾力化
 - ・年度当初に15%、年度途中で25%の入所増を図る
 - ・そのために最低基準の維持向上ではなく、緩和で
 - *乳児室を3.3㎡又は1.65㎡のどちらかでホールや廊下やプールなど最低基準以上の施設面積を保育室に見なして入所を図る
 - *最低基準の保育士定数の内20%短時間勤務保育士を導入
- ②設置主体の規制の緩和
 - ・社会福祉法人以外の者が保育所設置・運営を認可⇒企業参入を認める
 - ・土地建物の自己所有から賃貸を可能にする⇒都市部で保育所を建設しやすいように
 - ・保育所運営費の弾力化
 - *費目間の流用—人件費、事業費、管理費の費目間の流用
 - *民間給与改善費の額を賃借料や租税公課（消費税）に当てることが出来る
- ③東京都のガイドライン（許認可の基準）
 - ・社会福祉法人と企業を区別
 - *社会福祉法人＝施設整備費、法定による運営費、東京都独自の補助
 - *企業＝法定による運営費のみ
 - ・入所と保育料については市区町村が決定
- ④認証保育所制度（駅前保育所）の創設
 - ・保育への企業参入を促進し、公的保育制度を解体するため
 - ・認証保育所制度の特徴
 - *施設整備費を補助する、保育運営費は国の保育単価に準じた額を東京都独自に支給
 - *入所は保育所と利用者の直接契約、保育料は保育所が独自に決定（上限は国の保育料）
- ⑤三鷹市における公設民営方式の企業導入
 - ・三鷹市立東台幼稚園を廃園⇒東台保育所に改装（60名定員、低年齢児）し、運営をプロポーザル方式で公募
 - ・応募条件—保育ニーズへの工夫された提案、運営費の積算
 - ・結果—3団体の応募の中でベネッセコーポレーションに決定
 - ・地方自治法244条2の3の「公の管理」をどうクリアーしたか
 - *公の管理は入所と保育料の決定を市が行っており、保育を委託している
 - ・ベネッセは今後、公立保育所の民間委託の受け皿になる戦略
 - *福武総一郎＝施設は公立で、運営は民間に任せる（男女共同参画社会委員会での発言）
 - *ベネッセは三鷹方式で全国展開をねらっている

(2) 保育所への企業参入の問題点

- ①究極の目的は公的保育制度の解体と市場原理に基づく保育の枠組み作り
- ②そのために社会福祉法人を企業型に変質させる
- ③保育を権利保障から商品へ、利用者を消費者に
- ④自治体の役割を基準の監査と指導へ

2]保育施策の課題

(1) 待機児解消のために

- ①市町村任せでなく、国が待機児解消計画を立て予算をつける
 - ・少子化対策臨時特例交付金なみの特別予算を組む
 - *待機児32993人（2000. 4. 1）では120人の保育所300箇所
 - 1箇所の建設費2億円、600億円必要、国二分の一、都道府県四分の一、設置者四分の一
 - 国は300億円の予算で300箇所の保育所を新たに建設できる
 - ・保育所運営費を2倍にする
 - *2000年度の保育所運営費＝3796億円、これを2倍にすると7800億円
- ②最低基準を底上げする
 - ・保育時間を8時間⇒11時間を基本単位、保育単価の基礎とする
 - ・最低基準をより解釈の余地をなくし、底上げする
- ③保育所の子育て支援機能の一般化にともない人件費をつける
- ④保育を権利とする原理を施策の基本に据える

おわりに

資料1. 東京都の保育所認可基準の新旧対象表

表1 施設・設備及び職員の配置

	改正前	改正後
面積	0歳児一人5平方メートル 1歳児1人3.3㎡	0歳児及び1歳児 3.3㎡
調乳室	調乳に必要な設備を有すること	削除
沐浴室	沐浴に必要な設備を有すること	削除
職員配置	1歳児5:1 2歳児6:1 保育の充実のため60人以下2人 61~90人以下1人を加算 特例保育対策として 定員60人以下1人、61人以上2人 配置に必要な人件費助成	最低基準により1、2歳児6:1 保育の充実は削除 特例保育対策削除
調理員	59人以下2人、60~150人未満3人 150人以上4人 0歳児保育特別対策補助として上記に 1人以上の配置	45人以下1人、46~150人以下2人 50人以上3人

表2 補助金の交付対象

	国施設整備費	都施設整備費	国運営費負担金	国補助金	都独自補助金
社会福祉 法人	○	○	○	○	○
企業ほか	×	×	○	○	×

戦略プロジェクト 都市型駅前保育の推進「認証保育所制度の導入」

子育てと仕事を両立したいというニーズに的確に応えられるよう、無理なく送り迎えのできる駅前保育所の設置促進を図ります。

そのため、大都市東京の特性に合わせた保育所設置基準を、東京都が独自に設定するとともに、利用者契約方式を取り入れ、事業者の創意工夫が活かされる新しいスタイルの保育所を展開していくことにより、保育サービスを拡充していきます。

- ※認証保育所設置基準の主な例
- ・基本的には駅前設置
 - ・開所時間は13時間（2時間の延長）
 - ・駅前という立地条件に配慮した面積基準

ここが変わる！

都市型駅前保育所ができること…

こんな願いがかないます！

産休明けから預けたい！
残業をしている間も預かって欲しい！
送り迎えが便利な場所で預かって欲しい！
行政の目が届く保育所に預けたい！

安心できる料金で預かって欲しい！

☆全施設で0歳児からお預かりします。
☆全施設で2時間以上延長でお預かりします。
☆送迎に便利な駅前にあります。
☆都が設置を認証し、区市町村とともに指導します。
☆料金は上限を決めます。

↓ 事業プラン

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
都市型駅前保育所(認証保育所A型)の 設置促進(累計)		10	20	35	50

単位: 箇所

資料2 三鷹市に対する意見書

2001年2月17日

F A X 通知

会員各位

(社)東京都私立保育園連盟 理事会

昨日(16日)東京私保連三役が東京都子ども家庭部子育て推進課を訪問し、都丸子育て推進課長に直接下記の意見書を手渡しました。最近のめまぐるしい都内の保育情勢に、子どもたちの未来を危惧し、理事会として下記のような意見書を取りまとめたものです。

また、昨今の地方分権の推進や規制緩和などにより、東京都としては、「区市町村のそれぞれの方針や事情があるので、都はあくまでも設置認可要綱に基づき区市町村からの申請を判断します。」という見解のため、今後更に、各区市町村園長会と区市町村の関係が重要になってきております。

つきましては、今回の一連の都内の保育事業に関する動きに対して、別紙のように「今後の保育事業推進に関わる要望書」という文案を作成し全会員にご案内することになりました。文章につきましては、各区市町村園長会において手直しをしていただきながら、各区市町村園長会としてご検討いただきまして、各区市町村議会宛て(または各区市町村議会宛て)に提出をし、その際、地元の保育情勢について情報交換等の懇談をするなど、各地区での対応をお願いいたします。

以上

平成13年2月16日

東京都知事
石原 敏太郎 様

(社)東京都私立保育園連盟
会長 岡上 謙

意見書

東京都におかれましては、常日頃より、民間社会福祉施設の保育事業推進に關しまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年3月の国の規制緩和より際を契りまして、東京都においても設置認可要綱の改正や保育施設整備・並びに情報交換の改正が行われ、多様な設置主体の参入が国基準として可能となり、そしてこの度の認証保育所制度の創設と目まぐるしく改革が進んでおります。

平成12年10月には江戸川区に都内第一号の株式会社認可保育所が、更に11月に板橋区に第二号が開園いたしました。また本年7月には足立区に株式会社設置する認証保育所A型が設置されようとしており、三鷹市では、都内で初めて公営民営で株式会社認可保育所を開設する予定となっております。

特に三鷹市では、保育内容や保育条件を都から明確に条件設定しないまま「国基準以上」という曖昧な基準に基づいて受託先の決定をしております。

「規制緩和と特例児童保育」というキーワードと自給体の財政難という状況の元で、このような状況が進んでおりますが、民間はこれまで定員定額制ではなかったこともあり、公立保育所に比して保育サービスの向上やコスト意識を持ちながら主体的に運営及び経営努力を重ねてまいりました。しかし、今回の三鷹市の出来事は、これまでの東京の保育を担ってきた我々東京都基準の認可保育所という水準を視野に入れず、事の財政難を理由に、あたかも、プロボーザル当初から株式会社に移管するかの如く受け止められます。

このしわ寄せは、必ず子どもたちに何らかの悪影響を及ぼし、そして将来の社会に好結果をもたらすようなことは決してありません。子どもを育てる・人を育てる事は、とても手厚いばかり、お金もかかる事は既に日本国民の周知の事実であります。

数十年前において東京都が自ら推進してきた、社会福祉法人主体の認可保育所という水準を今後もできるだけ推進しながら、東京の特例児童保育に向けて民間保育所と連携をとって事業の発展を期し、区市町村に対しても、早に財政問題による支障な判断に安んず、地元の民間保育所と充分な話し合いの上保育事業の推進を図るよう強力を働きかけを行っていただきたいと存じます。

以上

武蔵野市における高齢者福祉とこれからの運動を展望する

武蔵野市議会議員 本間まさよ

1. 武蔵野市の基礎的指標

- (1) 位 置 東京23区に隣接する住宅都市
- (2) 人 口 130,774 人 (2000年3月1日現在)
- (3) 面 積 10.73 km²
- (4) 財政力指数 1.434 (1999年)
- (5) 高齢者人口 21,505人 高齢化率 16.44 % (2000年3月1日現在)

2. 武蔵野市政の政治的特徴

(1) 「行革」先進都市を目指す

1984年「行財政点検委員会答申」は1985年の自治省の「地方行革大綱」のモデルといわれる。

(2) 国に先駆けて契約入所保育の提唱

1993年に策定した「第三期基本構想・長期計画」では、保育を福祉計画から削除し、「教育・文化・コミュニティ」計画に位置付ける。同時に、定曜日保育、半日保育、時間延長保育、夜間保育などの契約入所保育制度の導入を提唱。

(3) 福祉施策を抑制する「良福祉・中負担」の思想を提唱

財界などが要求する国民負担率の抑制に対応する考え方で、「中福祉・中負担」と同義語。福祉の抑制について市長は次のように述べている。

「日本は近代社会に必要な資源が国内ではほとんど産出されず、輸入に頼っている、いわゆる加工貿易立国であります。国際市場で太刀打ちできる高付加価値の商品を輸出することによって日本に必要な資源を輸入できるのです。時代が求める商品を作り出す“活力”が絶対に必要です。人々が社会保障に寄りかかってくるような独立心を失った依存的国民感情になった時、わが国の衰退が始まります。かつての英国病の二の舞いになっては困ります。若者達の努力の成果が手元に残ることが必要です。老年人口がピークを迎える2020年に、国民負担率を50%に抑えるという目標が大切です。同時に負担なくしてサービスはありえません。適当な負担を認め、受け入れることが必要です。自主、自立、自尊の精神で誇り高い市民生活をおくるとともに、いざと言う時に血の通ったサービスを受け入れられる制度が必要です。厚生省のゴールドプランで良いのかどうか、そのことも問い直されねばなりません。」(1996年度市長の施政方針より)

(4) 「行革」政治の矛盾と介護保険制度への提言

- *「日本国と日本国民は、永年社会に貢献してきた長寿者、高齢者が不幸にも倒れ、社会的介護が必要になった時に、公的援助によって支えられないほど貧しいのでしょうか。」(介護保険ブックレット1, 武蔵野市)
- *「措置制度が悪いんじゃないくて、問題はサービスの供給量が足りないんですよ」(1997年2月開催のシンポジウムで介護保険制度を導入した時の厚生大臣菅直人氏との論争で土屋市長の発言)
- *「公的介護を市場経済の根底にある契約の論理でやるのか、自分達が努力して仲間を助け合う日本的な論理でやるのか、その岐路に立たされている」(1998年7月『かがり火』のインタビュー記事での土屋市長の発言)

3. 福祉を後退させないために…高齢者福祉総合条例と介護保険条例の制定

(1) 高齢者福祉総合条例の制定

高齢者福祉を後退させず、介護保険の対象にならない高齢者等に対して福祉サービスを供給することを目的として制定。

(2) 高齢者を支える総合的な施策体系

別図参照

<介護関連施策の説明>

① テンミリオンハウス事業

市が寄付を受けた建物などを利用し、年間一千万円(テンミリオン)の範囲で民間団体などに運営補助、ディサービスなどの事業をおこなう。現在、四ヶ所で運営。

② 日常生活支援事業

家事援助、ディサービス、食事サービスなど。

③ 移送サービス事業(レモンキャブ)

既存の公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者などの通院・買い物などの外出の利便をはかるため、市内の商店主を中心としたボランティアの協力を得て、車いすも搬送可能な軽自動車を利用し移送サービスをおこなう。費用は、年会費千円(福祉公社に会員登録)利用料は三十分ごとに八百円。

④ 補助器具貸与・住宅改善事業。

⑤ 居住継続支援事業

高齢者が居住を継続するための施設整備及び相談等の支援事業。

⑥ 地域リハビリテーション事業

身体機能の維持及び回復、相談・支援事業。

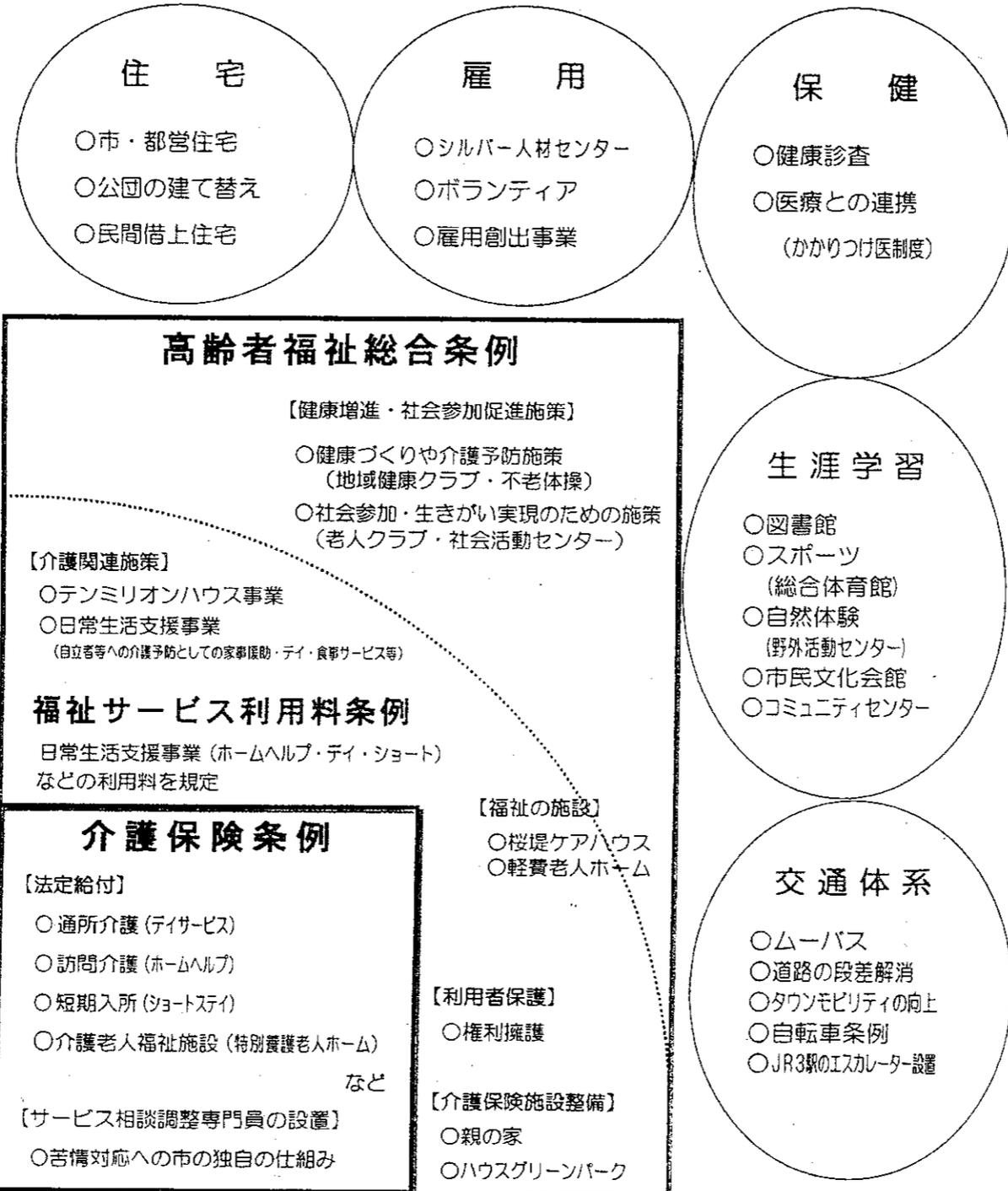
武蔵野市介護保険居宅サービス利用促進助成事業

◎「訪問介護」「通所介護」「通所リハ」利用者にたいして所得制限なしに個人負担分の7割を助成する。当面3年間

☆この事業の結果、サービス利用率が武蔵野市は6割になっている。

高齢者を支える総合的な施策体系イメージ図

高齢者がいきいきと暮らすための施策の体系



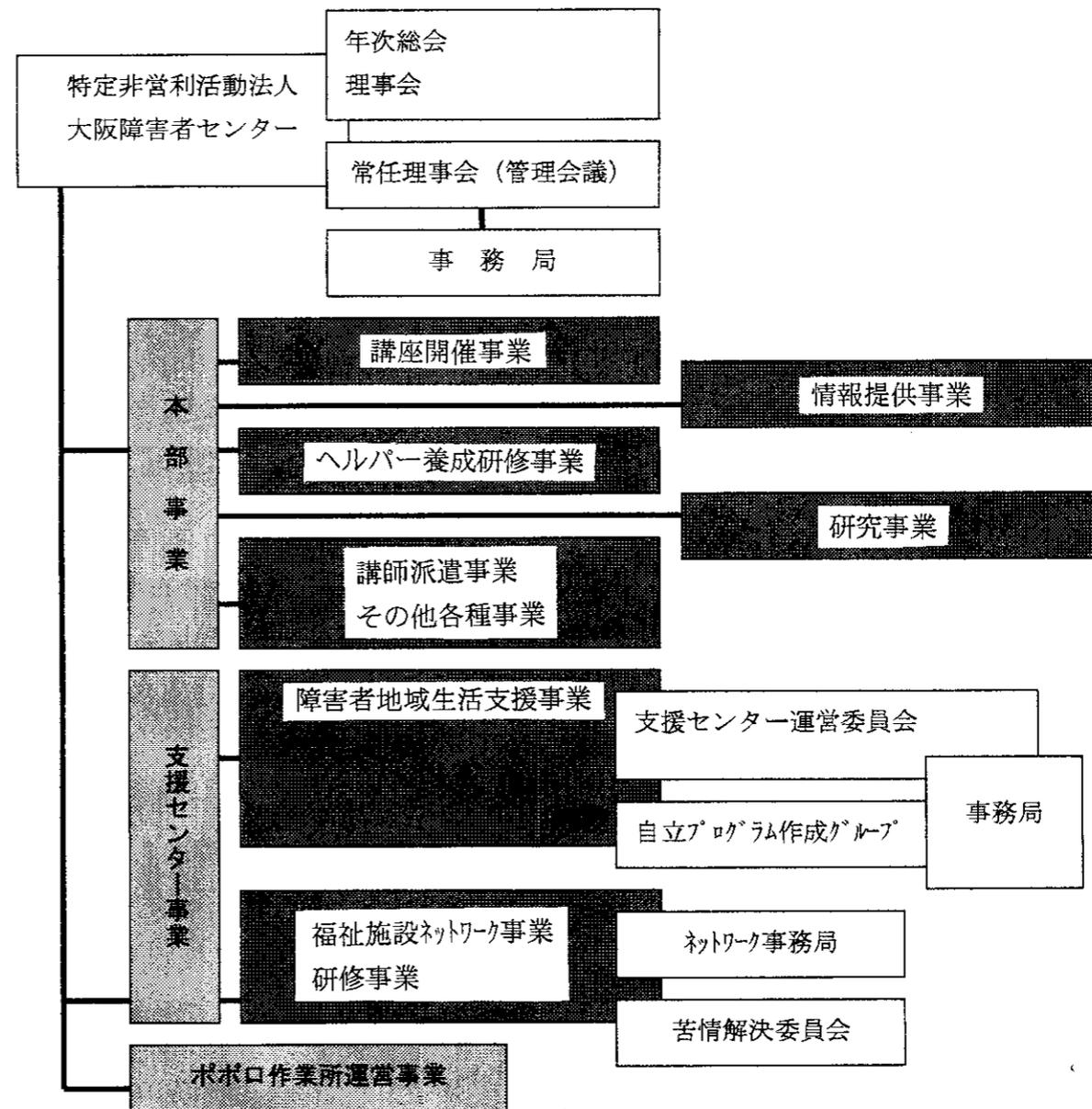
2001年3月11日

「転換する障害者福祉とこれからの運動を展望する」

塩見洋介（障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長）

- 情報提供事業
- 地域生活支援事業（総合相談事業）
- 講座開催事業
- 研究事業
- 講師派遣事業
- 福祉施設ネットワーク「ポポロ」運営事業
- ホームヘルパー養成研修事業
- ポポロ共同作業所運営事業

<事業組織機構図>



転換する障害者福祉とこれからの運動

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 塩見洋介

1. 支援費支給方式への移行で障害者・家族はどのような不安をいただいているか

- 契約に参加できない人が放置される
- 事業者が利用者を選択する
- 支援費はすべての人に支給されない
- 利用料負担が重くのしかかる
- 事業者どおしの経営競争はサービスの質を低下させる
- 契約に基づくサービスの提供は契約にないサービスを排除する。
- 自治体による計画的な福祉施策の構築が困難となる

2. 障害者・家族の生活実態をどのようにみるか

- 強度行動障害者等重度障害児者の家族への実態調査(予備調査)から
 - ・発達と自立へのはたらきかけの重要性
- 介護者の健康調査の結果から
 - ・最初から契約に参加しない(できない)層の存在

3. これからの障害者運動の課題

会員の互助・親睦だけにとどまってはられない!

- 契約制度にのみこまれる障害者・家族への対応
 - ・「権利擁護」に関わる事業への参加
 - ・事業者の支援(事業者と利用者、支援者のネットワーク構築)
- 契約制度に参加できない障害者・家族への対応
 - ・問題の発見と解決にむけたとりくみ
 - 「地域生活支援事業」などを運動団体自身の事業として実施
 - ・公的責任による福祉制度の構築を求める運動の推進

以上

- 情報提供事業
- 地域生活支援事業(総合相談事業)
- 講座開催事業
- 研究事業
- 講師派遣事業
- 福祉施設ネットワーク「ポポロ」運営事業
- ホームヘルパー養成研修事業
- ポポロ共同作業所運営事業

<事業組織機構図>

